

（趣旨）

第1条 この規則は、檜原村企（起）業誘致促進条例（平成21年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（指定の要件）

第3条 条例で規定する指定事業者の指定を受けることができる企（起）業者は、条例第5条で定める要件のほか、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- （1） 企（起）業者は、条例第1条の目的を達成するため、2名以上を常用雇用し原則として村内に住所を有する雇用者を2分の1以上雇用することを要件とする。（ただし、個人事業者の場合は除く。）
- （2） 条例第2条第3号及び第4号に規定する事業所及び賃貸用施設にあっては、村内全域において事業の用に供する施設を新設又は改修する場合とする。また、村内既設施設を有する企（起）業者が、新たに村内の土地を取得又は賃貸し施設を建設した場合は、新設扱いとする。
- （3） 条例第4条第2号の規定で定めるものは、事業開始日以前から本村に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により住民基本台帳に登録されている者のうち新規雇用の日から1年以上継続して雇用されたものとする。ただし、2年目の適用については、前年までの適用人数のうち最も多い人数からの増員分を対象とする。

（指定事業者の申請）

第4条 条例第6条の規定により指定事業者の指定を受けようとする企（起）業者は、当該事業所の設置に着手しようとする30日前までに、檜原村指定事業者指定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、村長に提出しなければならない。ただし、添付書類については、村長が必要がないと認めるときはこれを省略することができる。

- （1） 定款の写し又はそれに代わるもの
- （2） 法人の登記事項証明書
- （3） 直近3営業年度の決算書の写し
- （4） 具体的な内容を記載した事業計画書（様式任意）
- （5） 事業所の位置及び配置が分かる図面
- （6） 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- （7） 当該事業所において予定される常用雇用者及び総雇用者数を記載した書類
- （8） 国税、地方税を直近までに完納したことを証する書類
- （9） 収支計画書（3か年分）
- （10） 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 村長は、理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第1項第4号から第8号までに掲げる書類の提出時期を延期することができる。

（指定の通知）

第5条 村長は、条例第7条第1項の規定により指定事業者の指定をしたときは、檜原村指定事業者指定書（様式第2号）により、指定を行わないときは檜原村指定事業者不指定書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、条例第7条第2項の規定により指定に条件を付したときは、前項の指定書にその条件を記載するものとする。

（助成金の交付申請）

第6条 条例第10条第1項の規定により助成金の交付を受けようとする指定事業者は、助成金交付申請書（様式第4号）により村長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請の期間及び助成金交付申請書に添付する書類は、別表第1のとおりとする。ただし、添付する書類について村長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(助成金の交付の要件)

第7条 条例第10条第2項に規定する助成金の交付の要件は、別表第2のとおりとする。

(助成金の交付決定)

第8条 村長は、条例第10条第2項の規定により助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書(様式第5号)により当該指定事業者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第9条 指定事業者は、前条の規定により助成金の交付決定の通知を受けたときは、村長に対し、助成金交付請求書(様式第6号)により助成金を請求するものとする。

(変更の申請及び承認)

第10条 指定事業者は、条例第12条第1項の規定による変更の申請をするときは、檜原村指定事業者指定内容変更申請書(様式第7号)により村長に行うものとする。この場合においては、村長が必要と認めるときは、指定事業者は、その変更に係る事実を証する書類を添付しなければならない。

2 条例第12条第2項に規定する承認は、檜原村指定事業者指定内容変更承認書(様式第8号)により行うものとする。

(事業開始の報告)

第11条 指定事業者は、事業開始の日から60日以内に、事業開始報告書(様式第9号)に、村長が必要と認める書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(事業廃止又は休止の届出)

第12条 指定事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、事業廃止(休止)届(様式第10号)により村長に届け出なければならない。

(指定事業者の指定の取消し)

第13条 村長は、条例第13条第1項の規定により指定事業者の指定を取り消したときは、檜原村指定事業者指定取消通知書(様式第11号)により当該企(起)業者に通知するものとする。

2 村長は、条例第13条第2項の規定により助成金の返還を命ずるときは、助成金返還命令書(様式第12号)により行うものとする。

(地位の承継の申請等)

第14条 指定事業者の事業を承継した企(起)業者は、檜原村指定事業者指定承継申請書(様式第13号)に村長が必要と認める書類を添えて、速やかに村長に申請しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに審査し必要に応じ調査等を行ない、相当と認める時は檜原村指定事業者指定承継承認通知書(様式第14号)により、相当と認めないときは檜原村指定事業者指定承継不承認通知書(様式第15号)により、当該企(起)業者に通知するものとする。

(決算の報告)

第15条 指定事業者は、事業を開始した営業年度から5営業年度において、決算書の写しを決算日から60日以内に村長へ提出しなければならない。

(企(起)業誘致審査委員会)

第16条 村長は、条例第7条第1項に定める指定事業者の指定の審査及び調査を行うため、檜原村企(起)業誘致審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置することができる。

2 審査委員会の組織その他必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

助成金の種類	申請の期間	添付書類
操業助成金	事業開始の日以後に賦課される各年度の固定資産税の最終の納期限の日から3か月以内の期間	(1)村税を直近納期限までに完納したことを証する書類 (2)その他村長が必要と認める書類
雇用促進助成金	新規雇用の日の1年後から3か月以内の期間	(1)新規雇用した者の住民票の写し(事業開始の日から1年を経過した日以後に交付されたものに限る。) (2)雇用保険被保険者証の写し (3)その他村長が必要と認める書類
上下水道料金及び電気料金助成金	事業開始の日の属する月から1年分ごとを単位として各年分の上下水道料金及び電気料金の完納後から3か月以内の期間	(1)上下水道料金及び電気料金を指定納期限までに完納したことを証する書類 (2)その他村長が必要と認める書類
用地取得助成金	事業開始の日から1年以内の期間	(1)土地の購入代金又は賃貸料の全額の支払を明らかにする書類 (2)その他村長が必要と認める書類
用地造成助成金	事業開始の日から1年以内の期間	(1)施設の建設のための造成代金の全額の支払を明らかにする書類 (2)その他村長が必要と認める書類
施設設置助成金	事業開始の日から1年以内の期間	(1)事業所の建設代金の全額の支払を明らかにする書類 (2)その他村長が必要と認める書類
機械設備設置助成金	事業開始の日から1年以内の期間	(1)新たに設置した機械設備の全額の支払を明らかにする書類 (2)その他村長が必要と認める書類
利子補給助成金	当該事業の用に供するための融資の返済を開始した月から1年分を単位として各年分の返済後から3か月以内の期間	(1)当該事業の用に供するための融資を受けたことを明らかにする書類 (2)その他村長が必要と認める書類

別表第2（第7条関係）

助成金の種類	助成金の交付の要件
操業助成金	指定事業者が、村税を当該税の直近納期限までに完納していること。
雇用促進助成金	指定事業者が、新規雇用した者を事業開始の日から1年以上継続して雇用したこと。
上下水道料金及び電気料金助成金	指定事業者が、事業所において上下水道及び電気を使用することにより徴収される上下水道料金及び電気料金を指定納期限までに完納していること。
用地取得助成金	指定事業者が、取得した土地の購入代金又は賃貸料の全額を支払っていること。
用地造成助成金	指定事業者が、施設の建設のための造成費の全額を支払っていること。
施設設置助成金	指定事業者が、設置した事業所の建設価格の全額を支払っていること。
機械設備設置助成金	指定事業者が、事業の開始に伴い新たに設置した機械設備の全額を支払っていること。
利子補給助成金	指定事業者が、当該事業の用に供するための融資を返済期日までに完済していること。